

船橋市客引き行為等防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市客引き行為等防止条例（平成29年船橋市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例の施行に関する事務に従事する職員は、身分証明書（第1号様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規制区域の指定等に係る告示)

第3条 条例第6条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する規制区域の名称
- (2) 条例第6条第1項に規定する規制区域の指定、変更又は指定の取消しをした区域図
- (3) 条例第6条第1項に規定する規制区域の指定、変更又は指定の取消しの効力が生ずる年月日

(指導)

第4条 条例第8条第1項の規定による指導は、口頭又は書面により行う。

- 2 書面により条例第8条第1項の規定による指導を行う場合は、指導書（第2号様式）及び指導書交付控（第3号様式）を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めた上で、指導書を相手方に交付することにより行う。

(指導員)

第5条 条例第8条第2項に規定する市長が指定する者は、客引き行為等防止指導員（以下「指導員」という。）とする。

- 2 指導員は、条例第8条第1項の規定による指導を行う場合は、客引き行為等防止指導員証（第4号様式）を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第6条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（第5号様式）及び勧告書交付控（第6号様式）を作成し、勧告書交付控に当該勧告の相手方の署名を求めた上で、勧告書を相手方に交付することにより行う。

(公表)

第7条 条例第10条の規定により公表しようとするときは、公表の告知及び意見陳述の

機会付与通知書（第7号様式）により告知し、及び意見陳述の機会を付与する。

2 前項の規定により意見陳述の機会を付与された者は、意見書（第8号様式）により意見を述べるものとする。

3 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第9条の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 条例第9条の規定による勧告を受けた者に係る店舗の名称及び所在地

(3) 条例第9条の規定による勧告の内容

(4) その他市長が必要があると認める事項

4 条例第10条の規定による公表は、市のホームページへの掲載により行う。

（土地等の提供者への通知）

第8条 条例第11条第2項の規定による通知は、土地等提供者通知書（第9号様式）により行う。

（過料）

第9条 条例第15条又は第16条の規定により過料の処分をしようとするときは、過料処分に関する告知及び弁明の機会付与通知書（第10号様式）により告知し、及び弁明の機会を付与する。

2 前項の規定により弁明の機会を付与された者は、弁明書（第11号様式）により弁明するものとする。

3 過料の処分をしようとするときは、過料処分通知書（第12号様式）により行う。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第4条から第9条まで及び第2号様式から第12号様式までの規定 平成29年1月2月1日

（準備行為）

2 条例第6条第4項の規定による告示は、この規則の施行前においても、第3条の規定の例により行うことができる。

第1号様式

第 号	
身分証明書	
所属	写 真
職名	
氏名	
生年月日	
上記の者は、船橋市客引き行為等防止条例の施行に関する事務に従事する職員であることを証明する。	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
船橋市長 印	

8.5センチメートル

6センチメートル

第2号様式

指導書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

あなたは、次のとおり船橋市客引き行為等防止条例第7条の規定に違反したため、同条例第8条第1項の規定に基づき、指導します。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

第3号様式

指導書交付控

第 号
年 月 日

私は、次のとおり船橋市客引き行為等防止条例第7条の規定に違反したため、同条例第8条第1項の規定に基づき、指導を受けました。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

第4号様式

第 号	
客引き行為等防止指導員証	
氏名	写 真
生年月日	
上記の者は、船橋市客引き行為等防止条例第8条第1項の規定による指導を行う者であることを証明する。	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
船橋市長 印	

8.5センチメートル

6センチメートル

第5号様式

勧告書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

あなたは、船橋市客引き行為等防止条例（以下「条例」という。）第7条の規定に違反したため、船橋市長は、 年 月 日付け 第 号の指導書により、条例第8条第1項の規定に基づき、あなたに対して指導を行いました。更に反復して、次のとおり違反行為を行っているため、違反行為を中止するよう条例第9条の規定に基づき、勧告します。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

第6号様式

勧告書交付控

第 号
年 月 日

私は、船橋市客引き行為等防止条例（以下「条例」という。）第7条の規定に違反したため、船橋市長から、 年 月 日付け 第 号の指導書により、条例第8条第1項の規定に基づき、指導を受けましたが、更に反復して、次のとおり違反行為を行ったため、違反行為を中止するよう、条例第9条の規定に基づき、勧告を受けました。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
違反行為の内容	
違反日時	
違反場所	

今後は、違反行為を行いません。

違反者署名

第7号様式

公表の告知及び意見陳述の機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

あなたは、船橋市客引き行為等防止条例第10条の規定により公表の対象となりますので、あらかじめ告知し、意見陳述の機会を付与します。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
公表の原因となる事実	
公表する事項	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	

第8号様式

意見書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、船橋市長から、 年 月 日付け 第 号の公表の告知及び意見陳述の機会付与通知書により告知を受けましたので、次のとおり意見します。

第9号様式

土地等提供者通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

あなたが所有し、又は管理する土地又は建物を使用している次の者が、船橋市客引き行為等防止条例（以下「条例」という。）第7条の規定に違反したため、条例第8条第1項の規定による指導及び条例第9条の規定による勧告を行いましたが、当該勧告に従わなかったため、条例第10条の規定によりその氏名等を公表しました。

つきましては、条例第11条第2項の規定により、公表された事項を通知します。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
条例第9条の規定による勧告の内容	
その他	

第10号様式

過料処分に関する告知及び弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

あなたは、船橋市客引き行為等防止条例（以下「条例」という。）第15条又は第16条の規定により過料処分の対象となりますので、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与します。

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
店舗の名称及び所在地	
過料処分の根拠となる条例の規定	
過料処分の原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	

第11号様式

弁明書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私は、船橋市長から、 年 月 日付け 第 号の過料処分に関する告知及び弁明の機会付与通知書により告知を受けましたので、次のとおり弁明します。

第12号様式

過料処分通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市客引き行為等防止条例（以下「条例」という。）第15条又は第16条の規定に基づき、次のとおり過料処分を行います。

よって、別に交付する納入通知書により納付してください。

過料	
過料処分の根拠となる条例の規定	
過料処分の理由	

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。